

II-65 利根川治水理念の考察 その7

－利根川計画高水流量の変化－

日本河川開発調査会 ○宮村 忠
東 京 大 学 高 橋 裕

1. はじめに

明治新政府成立以後、淀川、利根川などを中心に、わが国の河川工事は、舟運を中心とした低水工事が主体であったといわれているが、河川こそ交通の要として重要視され、いわば徳川時代にとられた治水政策の継承であったからと考えられてきている。その考え方を代表するものとして、明治政府の運河への熱意と、オランダ技術者の指導があげられる。明治18年の淀川、利根川の洪水を契機に、高水工事への道がひらかれ、明治29年の河川法制定により、わが国の高水工事が定着することになった。明治末期から運河網を中心とした舟運交通体系の形成が活発化し、荒川放水路を契機に東京の重化学工業地帯の位置づけがなされてきた事実は、利根川との対比において注目すべきであろう。さらに、低水工事といわれるオランダ技術を中心とした河川処理が、徳川時代の継承的な意味では理解されているものの、どのように相違しているのか、明解な検討は行われていない。利根川中流部の計画高水流量は、他の河川にみられない大きな変化をみせ、第1期の改修工事では、わずか $3750 \text{ m}^3/\text{s}$ 、第3期には $10000 \text{ m}^3/\text{s}$ (これより八斗島を基準点)、第4期には $17000 \text{ m}^3/\text{s}$ さらにそれよりはるかに大きい計画高水流量が検討されているといわれる。こうした流量増加の要因などを十分説明する資料・文献は少なく、低水工事から高水工事への転換、流域の開発による流量変化などが数少ない説明の中心となっている。そうした説明のみでは、利根川の計画高水流量の変化の実態や計画高水流量の大きな変化を明らかにすることはきわめて不十分である。

2. 中条堤をめぐる騒乱

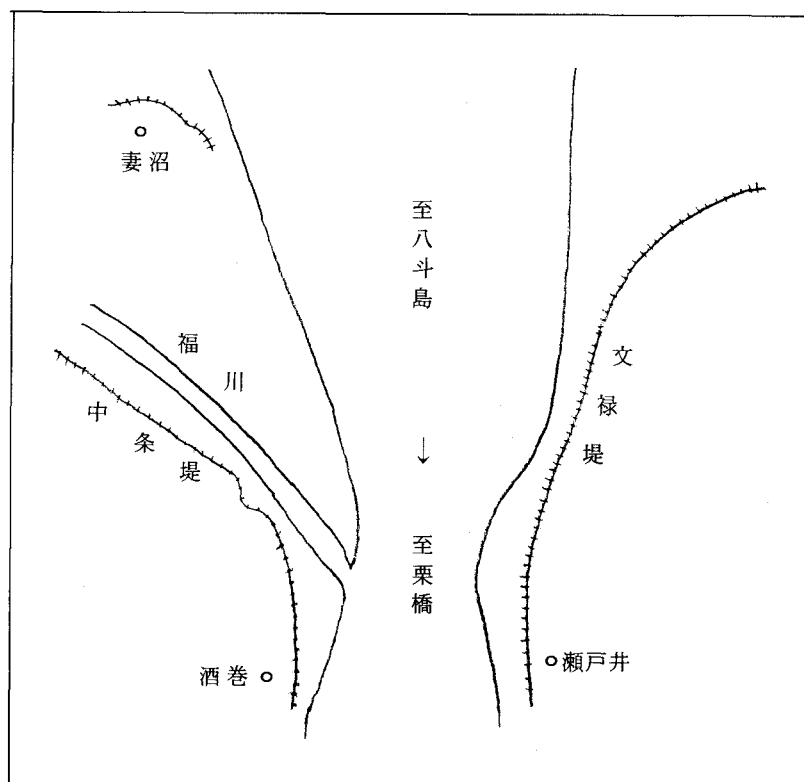
「中条堤は、慶長年中の創設と伝へ、始めて低小のものであったが、其の関係区域が広大である為め、忍城主は此の堤防組合に関係なき諸村をも加へて年々嵩置を行ひ來つたので、貞享四年には高七尺、敷二間半、馬踏二尺となつた。然るに之より以北の村落は、各々低小な堤防でかこまれて居つたが、之を嵩上げる事を厳に禁じてあつたので、大洪水に際し中条堤のみは安全であるに引き反へ、輪中堤（上流部の囲堤）は越水して水害を蒙つて居つた。所謂江原其他の論所堤が之で、昔から竹槍騒動が繰り返されたのであつた」⁽¹⁾。中条堤をめぐる論争と実力行使は、洪水のたびに激しさを増し、明治43年の大洪水による中条堤欠かいは、その事後処理をめぐる埼玉県政で大混乱におとし入れた。中条堤より下流、北葛飾、南埼玉をも含めて、中条堤の強化復旧を第1とする者と、中条堤より上流の中条堤の慣行維持、および上流利根川沿ひの築堤－酒巻・瀬戸井の狭窄部の拡巾と連続堤方式への移行につながる－を主張する者として県議会は二分され、知事不信任案が可決される異常事態に発展した。一方、下流側は、知事案が上流側を正論としていることを不満とし「農民一千余名簑笠に身を固め、腰弁当を携へ県庁さして押出した。急報に接して名尾警察部長は沿道の各署に命じ、要所々々に数十名の警官を配置し之を喰ひ止めさせたが、農民の多数は苦もなく之を突破し潮の如く県庁へ殺倒し、中条の堤塘を壊れた儘で置かれては吾々は到底枕を高く眠る事すら出来ぬ、利根川改修は何のためである、其の改修を為すには堤塘の修築が先決問題ではないかと怒号し、勢の乗する処暴行さへ演ぜんとする気配なので、県警察部では二百余名の警官を各署より非常召集し、警戒と共に解散する様論したが、農民は断じて之に応じない」⁽²⁾。

3. 中条堤騒乱の意義

中条堤をめぐる埼玉県政および上下流住民の激しい対立は、利根川治水方策に大きな転換を迫ることとなる。社会的には、氾濫に対する地域格差が許容されなくなってきたこと、技術的には、酒巻・瀬戸井の狭窄部の解消への方向がとられることとなる。酒巻・瀬戸井の狭窄部によって上流側に洪水流が滞留し、上流氾

洪水は中条堤によりおさえられ、これらの機能により埼玉平野の氾濫と下流洪水流量が規定されてきた。中利根、下利根および江戸川の治水・利水の構図、さらに、明治年間を通しての利根川改修工事は、中条堤と酒巻・瀬戸井の狭窄部を基盤にして成立していたと言っても過言ではないだろう。また、この構図をとりはらわなくてはならなくなったことによって、利根川のいわゆる高水工事の悩みが現在にまで至ることとなったとも言えよう。北上川分離・分流、木曾川の三川分離、信濃川の分流などの高水工事としての抜本的河川処理方法をもたない利根川においては、中条堤と酒巻・瀬戸井の狭窄部が矛盾を解消する重要な役割を負っていた。この役割のうえに、明治33年の利根川改修計画があり、基準点を栗橋においた計画高水流量3750 m^3/s が成立していた。したがって、中条堤の騒乱は、埼玉県政の政争、地域対抗というだけでなく、利根川における困難な高水工事の幕を、むりやりに押しひらいてしまったという意味で、利根川治水の成立にとってきわめて重要な役割を演じた。利根川改修計画の基準点における計画高水流量の変化も、このことによって理解されるべきである³⁾

中 条 堤 附 近 概 念 図



参 考 文 献

- | | | |
|-----------------|------|------------------------------|
| (1) 利根川治水史 | 栗原良輔 | P118~119 |
| (2) 埼玉県政と政党史 | 青木平八 | P246~247 |
| (3) 利根川中流部治水の成立 | 宮村 忠 | にほんのかわ(日本河川開発調査会) 3号, 5号, 7号 |